

認知症対応型共同生活介護  
設置運営者募集要項

令和4年3月

安城市

## 1 要項の趣旨

あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画）に基づき、介護が必要になった高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、地域密着型サービスの整備をすすめるため「認知症対応型共同生活介護」の設置運営者の募集に関して必要な事項を定める。

## 2 公募概要

### (1) 公募の内容

令和5年度末までに整備を完了し、開設する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の設置運営を行う法人を募集する。定員及び併設事業所については以下のとおりとする。

ア 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

2ユニット 定員18人 1か所（中学校区等、地区の指定はしない）

イ 計画上に位置付けのない併設事業所は任意とする。

### (2) 募集方法

公募により法人を募集する。

### (3) スケジュール概要（公募から設置運営者決定までの流れ）

ア 質疑の受付 令和4年3月1日（火）から6月6日（月）まで

イ 質疑の回答 随時（質疑受付後、1週間程度を要する）

ウ 事前協議書の提出 令和4年5月9日（月）から6月6日（月）まで

エ 申請の受付 令和4年5月16日（月）から6月13日（月）まで

オ 応募者ヒアリング 令和4年7月下旬（予定）

カ 設置運営者の決定 令和4年9月上旬（予定）

## 3 応募資格

応募資格者は、次に掲げる応募資格及び応募要件を全て満たす法人とする。

### (1) 応募資格

ア 法人格を有する者とする。なお、法人種別（営利法人・社会福祉法人・医療法人など）は問わない。

イ 応募時において法人格を持たない者が応募することは可能であるが、指定申請までに法人格を取得していることが条件となるため、法人設立認可までの具体的なスケジュール、法的根拠等を示すこと。

## (2) 応募要件

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項、第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- イ 「安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年安城市条例第8号）を満たした整備を計画していること。
- ウ 法人の役員（就任予定者含む）等が、安城市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。
- エ 確実な事業及び運営を行うための十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。
- オ 利用者は安城市民に限定すること。

## 4 公募条件

公募にあたって、市は次に掲げる条件を付す。

### (1) 土地

土地は、設置運営者の所有を原則とするが、借地も可とし、次に掲げる要件を満たすものであること。

- ア 施設建設が可能な土地であること。
- イ 借地の場合は、事業経営に必要な期間の借地権を設定し、登記すること。  
また、借地料は事業運営に支障が出ないよう適切な金額設定であること。
- ウ 応募時において、自己所有または借地として確保されているか、確保できる見通しがあること。

### (2) 建設場所

- ア 中学校区等、地区の指定はしないが、周辺の交通環境や地形において危険な場所がなく、安全を確保できる場所であること。
- イ 自然災害発生時における安全確保のため、応募申請時における最新の安城市洪水ハザードマップ及び安城市地震ハザードマップを確認し、災害リスクが高いと見込まれる場所は極力避けること。
- ウ 騒音、振動、悪臭、日照等の周辺環境が、入居者等の日常生活を健全に維持する上で、支障がないこと。

エ 事業運営に必要な面積を有するとともに、家族等の訪問者のための駐車場、災害時の避難空地等を考慮した入所者の処遇、健康及び防災上の適切な広さを確保すること。

オ 事業計画概要について、市役所建築課・農務課等の関連部局及び明治用水土地改良区等に充分説明を行い、事前協議書の提出までに許可の見込を確認すること。また、説明及び確認を行った際は記録を残し、応募申請書類として提出すること。

### (3) 建物

建物は、設置運営者の自己所有でも借家でも可とし、新設、既設を問わないが、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 入居定員 2ユニット 18人定員（ユニットあたりの定員は9人）  
ただし、開設当初1年間は1ユニットでも可とする。

イ 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。

ウ 感染症予防に配慮した構造及び設備を有すること。

エ ガラス飛散防止、家具転倒防止など災害時の対応がとれたものであること。

オ ICT、介護ロボット等の活用等により、施設職員の働きやすさや生産性向上及び利用者の満足度向上を考慮したものであること。

カ 施設整備及び維持管理の両面において、地球環境に配慮した取り組みを行うこと。

キ 2階以上の階層にユニットを設ける場合は、エレベーターを設けること。

ク 現行法の耐震基準を満たしていること。

### (4) その他の関係法令等の遵守

応募にあたって必要とされる関係法令、条例等を遵守すること。

(社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法、安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等)

### (5) その他の条件

ア 地元町内会等への説明について

応募に際しては、事前に施設整備予定地の地元町内会等に対して説明を行うこと。また、説明にあたっては、「安城市の公募に応募し、整備計画が採択されなければ事業化しない。」旨を説明すること。

#### イ 介護サービス相談員の派遣について

安城市では利用者と事業所の橋渡し役となる介護サービス相談員派遣事業を行っているため、施設開設後速やかに介護サービス相談員の訪問を受け入れること。

#### ウ グループホーム部会への参加について

地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに介護保険施設間における情報交換の場としてグループホーム部会を設置しているので、参加すること。

#### エ その他の事項について

その他本要項に記載のない事項については、市との協議により決定するものとする。

## 5 助成

### (1) 愛知県介護施設等整備事業費補助金

愛知県が実施する補助事業等を活用する予定である。ただし、現時点で補助の確約はないため、補助金が交付されない場合でも、事業が実施できるよう、資金計画を立てること。また、工事など開設までのスケジュールが制約されることがあるので、留意すること。なお、補助金交付申請時における愛知県の交付要綱による補助金額を基準額とする。

### (2) 安城市介護施設等整備事業費補助金

介護施設を設置するために取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税（前年度に交付を受けた愛知県介護施設等整備事業費補助金（市長が県要綱第3条第1号に規定する県補助金の交付の対象となる事業として交付したものに限る。）に係る施設の土地（当該補助金の交付を受けた者が所有するものに限る。）に課された施設整備年度の1月1日を賦課期日とする固定資産税及び都市計画税を民間事業者が支払う事業）

### (3) 土地購入費

設置運営者の取得とし、その経費に対する助成はしない。

## 6 事業者の選定

## (1) 選定方法

期間内に提出された応募申請書及び添付書類により、書類審査及び応募者へのヒアリングを行う。その後、介護保険地域密着型サービス事業者選考委員会の審査結果に基づき、安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会の審議を経て、市長が設置運営者を選定する。

## (2) 選考基準

- ア 運営理念・基本方針・介護方針
- イ 地域等との連携・協調
- ウ 財務基盤・組織運営・資金計画
- エ 事業運営（医療機関との連携・防災対策・衛生管理・苦情解決・事故防止体制・環境への配慮・利用者負担等）
- オ 従事職員体制（職員の配置・確保及び採用の方針・資質向上策等）
- カ 施設整備面（立地状況等）
- キ 施設整備面（併設施設・建物構造・配置・事業スケジュール等）

## (3) 審査方法

### ア 書面審査

提出書類をもとに、応募法人の応募要件の適否や以下の事項を満たしているか等の書面審査を行う。

- (ア) 提出書類が全て提出されていること。
- (イ) 提出書類に必要事項が全て記載されていること。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載等がないこと。
- (エ) 同一法人から複数の応募がないこと。

### イ 面接審査

書面審査のうえ応募要件等が満たされている場合、以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングによる面接審査を行う。詳細な日程・場所・実施方法等は、決定次第、応募法人に対して別途通知する。

- (ア) 実施時期 令和4年7月下旬（予定）
- (イ) 実施場所 未定

## (4) 選定結果

選定結果は、令和4年9月上旬までに文書で通知する予定。

（電話等の問い合わせには応じない。）

なお、応募状況・決定法人名等は安城市の広報及びウェブサイト「望遠郷」で公表する。

#### (5) その他

ア 書面審査及び面接審査の結果、各委員の合計点数の平均が、満点（100点）の6割に満たない場合、当該事業者は選外（不採択）とする。

イ 審査の結果、選定事業者なしとする場合がある。

ウ 事業者の応募がなかった場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。

エ 事業者と決定した後、応募内容と実際の事業計画が異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合がある。

オ 選定の結果に対する異議の申し立て等は受け付けない。

## 7 応募手続

### (1) 事前協議書の提出

応募申請書を提出する7日前までに事前協議書をFAXまたは電子メール等で安城市役所高齢福祉課に提出すること。

最終提出期限 令和4年6月6日（月）午後5時15分（期限厳守）

### (2) 応募申請書の提出

#### ア 提出書類

(ア) 応募申請書と添付書類は、別紙「提出書類一覧表」のとおりとし、提出部数は、正本1部、副本9部及び電子データ一式とする。

(イ) 提出書類一式は原則としてA4判とし、フラットファイル等を用いて綴ること。

(ウ) 正本及び副本には項目ごとにインデックスを付けること。

#### イ 提出期間

令和4年5月16日（月）から6月13日（月）まで（土・日・祝日は除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

#### ウ 提出場所

安城市役所福祉部高齢福祉課介護保険係（北庁舎1階 43番窓口）

#### エ 提出方法

必ず電話で連絡のうえ、提出場所へ直接持参し、提出するものとする。

#### オ その他応募申請に関する事項

- (ア) 応募に関する費用は、全て応募法人の負担とする。
  - (イ) 応募締切後において、提出書類の内容変更、追加及び再提出は、原則として認められない。ただし、本市が必要と認める場合、追加書類の提出等を求めることがある。
  - (ウ) 提出書類は、理由の如何に関わらず、返却しない。
  - (オ) 応募の受付後に辞退をする場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 募集要項に関する質疑及び回答

ア 質疑について

(ア) 受付期間 令和4年3月1日(火)から6月6日(月)まで

(イ) 受付方法

質問書(別紙様式)に質問内容を簡潔にまとめ入力し、電子メールに添付のうえ、高齢福祉課介護保険係あて送信すること。

(ウ) 留意事項

質疑は、原則として電子メールでのみ受付を行う。その他(電話・FAX等)の方法による質疑は、原則として受け付けない。

イ 回答について

質疑に対する回答は、質疑の受付後1週間程度で、安城市のウェブサイト「望遠郷」に掲載することとし、質疑及び回答を行う都度、随時更新する。なお、回答については、本募集要項の追加または訂正とみなす。

## 8 その他

- (1) 本要項に掲げた日程、場所等は、やむを得ない事情により変更となる場合がある。
- (2) 本公募に関し、本市が提供する資料等は、応募に関する検討目的以外での使用及び提供を禁じる。
- (3) 設置運営者は、事業開始までの間、整備計画の進捗状況を定期的に(月1回程度)報告すること。
- (4) 指定申請時に、基準を満たしていない等の理由で指定認知症対応型共同生活介護事業者として指定しないことがある。

## 9 問い合わせ先

安城市役所福祉部高齢福祉課介護保険係(北庁舎1階 43番窓口)



〒446-8501 安城市桜町18番23号  
TEL 0566-71-2290 (ダイヤルイン)  
FAX 0566-74-6789  
電子メール [koufuku@city.anjo.lg.jp](mailto:koufuku@city.anjo.lg.jp)

応募申請に係る提出書類一覧表

区分	親番	子番	書類名称	法人区分		指定 様式
				既設	新規	
申請 書類	1	①	設置運営者応募申請書	○	○	様式 1
		②	開設提案書	○	○	様式 2
法人 概要	2	①	法人の定款	○	-	任意
		②	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） （申請日前3か月以内に発行されたもの）	○	-	任意
		③	法人概要（事業概要、事業実績、法人役員等 の略歴、現在運営中の介護関連事業の資料 等）	○	-	任意
		④	管理者予定者の履歴書	○	○	任意
		⑤	法人設立までの見込み	-	○	任意
開設 予定地 計画	3	①	用地関係調書	○	○	様式 3
		②	建設予定地の土地登記簿謄本（全部事項証明 書）	○	○	任意
		③	位置図（都市計画図 1/5000）	○	○	任意
		④	土地売買承諾書（用地購入の場合）	△	△	任意
		⑤	土地賃貸借承諾書及び賃借権登記誓約書（用 地を借地する場合）	△	△	任意
施設 整備 概要	4	①	施設整備概要	○	○	様式 4
		②	配置図（1/500）※	○	○	任意
		③	立面図（4面以上、1/200）※	○	○	任意
		④	各階平面図（1/200）※	○	○	任意
		⑤	部屋別等面積表（各階ごと）	○	○	任意
		⑥	開設予定地の現況写真（6方向以上）	○	○	任意
		⑦	施設整備スケジュール（事前準備から開設ま で）	○	○	任意
		⑧	市建築課・農務課・その他関連部局との打合 せ記録	○	○	様式 5
事業 運営	5	①	事業運営計画書	○	○	様式 6
		②	勤務形態一覧表	○	○	様式 7
		③	実地指導における「改善指示事項」及び「改 善状況報告」が確認できる書類の写し	○	-	任意
資金 計画	6	①	資金計画書	○	○	様式 8
		②	借入金償還計画表	△	△	任意
		③	法人決算書（過去3年分）	○	-	任意
		④	事業収支計画表（開設後3年間）	○	○	様式 9
		⑤	食費・居住費算出根拠	○	○	任意

○・・・提出必要書類      △・・・該当する場合の提出書類

※図面の大きさはA4またはA3サイズとします。また、これらの詳細を示す図面として別縮尺の図面を添付することは妨げません。